

# 全面改訂版 JMSCA 自然保護指導員のための「新手引き」

## 一目 次一

### 第1部

まえがき

「新手引き」の使い方

#### 1 JMSCAの「自然保護指導員」認定制度 一日本山岳SC協会（以下JMSCA）の自然保護指導員資格の取得について一

<自然保護指導員のための研修における必修項目>

- (1) 新認定システムにおけるJMSCAと各山岳連盟・協会ないし各ブロックとの関係  
都道府県山岳連盟・協会とJMSCAの組織図
- (2) 自然保護指導員の申請・更新の進め方
- (3) JMSCAフレンドとの連動について（工事中）
- (4) 初期研修受講義務と更新時の過去5年間の活動報告書の提出
- (5) 新認定システムのフローチャート図（工事中）

#### 2 山岳自然保護・保全活動とは

<自然保護指導員のための研修における必修項目>

- (1) 「自然保護憲章」とは
- (2) JMSCA「定款」（3・4条）
- (3) JMSCA新「自然保護指導員規程」
- (4) JMSCA新「自然保護指導員取扱細則」

#### 3 JMSCA認定「自然保護指導員」の活動について

<自然保護指導員が習得すべき必修理解項目  
・・・ご自分の関心のある分野から>

- (1) JMSCA自然保護指導員活動の基本的な理解事項
  - i 自然保護とは
  - ii 生物多様性と生態系について
  - iii SDGsな活動とは
  - iv ネイチャーポジティブとは
  - v 登山道について
  - vi 入山料について
- (2) JMSCA自然保護指導員活動における具体的な理解事項
  - i 腕章などの携帯の奨励
  - ii 指導・啓発上の注意点について
  - iii 既に自然保護に取り組む各都道府県の実情報告 一登山月報の報告事項一
  - iv 他団体との取り組み実績
  - v 自然公園指導員との関係について
  - vi 自然保護活動と行政・土地所有者との関係における注意点
  - vii 登山のマナーとルール

#### (3) 一般登山者と共有する山域での問題点

（啓発・指導活動への指針を含む）

- i 山のゴミ・山のトイレ（山での排泄行為について）
- ii 山小屋を考える
- iii 動物の連れ込み
- iv 山中でのキャンプ(特に火の後始末)について
- v 危険な動物・植物・菌類などの発見時の対応
- vi 野生動物に対する姿勢

### 第2部

関連法規などの資料集（巻末付録）（工事中）

## 01 まえがき、新手引きの使い方

### まえがき

本書は、JMCSA が掲げる「安全と環境に配慮した登山」の理念に基づき、自然保護指導員として活動するための知識や制度等を整理した手引きです。

会員・資格登録のデジタル化に伴い、都道府県ごとに異なっていた登録・研修・更新の仕組みを全国で統一するため 2025 年に規程・細則を全面改定し、それに合わせて、従来の手引きも現代の自然保護の課題や最新情報に沿って全面的に刷新した。

初期研修の教材として、また更新手続きや自己研鑽の基礎資料として活用できるよう構成し、自然保護憲章の精神を軸に、指導員として必要な知識を身につけるための道しるべとなる内容となっている。

### 「新手引き」の使い方

#### 研修などに使用する場合

第 1 部 1・2 は必修項目とする。JMCSA 自然保護指導員として最低限知るべき項目である。

第 1 部 3 については、研修会での自然保護指導員として学ぶべき項目を分野別に網羅して収録している。いずれも、JMCSA 自然保護指導員として理解することが望ましい範囲とレベルなどを設定して記述した。ポイント学習用として講師が選んだ項目を抜粋して使用できる。研修の前にその項目についての内容を確認していただきたい。

#### 指導員個人として使用される場合

上に準じるが、先ずはご自分の興味・関心のある分野からご自由に読み進んでいただきたい。いずれも JMCSA 自然保護指導員として習得しておくべき項目である。できれば全項目を習得していただきたい。

なお、各項目の記述については、文責者を明示している。この新手引きを作成するにつきワーキング・グループを結成して 2 年間にわたり編集作業に邁進してきた。記述内容についてのご質問などがある場合は、JMCSA 自然保護委員会までお願いしたい。

## 1(1) 新認定システムにおける JMCSA と各山岳連盟・協会ないし各ブロックとの関係

日本の登山・スポーツクライミングの全国統括団体である JMCSA と全国の山岳連盟・協会がどのような関係か、またどのように連携し、指導者育成や自然保護活動を進めているのかの要点を整理した。

新認定システムにおける役割分担や協力体制を理解するためのポイントをまとめている。

## 1(2) 自然保護指導員の資格登録・更新登録の進め方

2025 年規約改正により、自然保護指導員の資格取得には、JMCSA・ブロック・所属岳連等のいずれかの研修受講が必須となり、研修後、所属岳連を通じて所定の書式に登録料を添えて JMCSA に申請し、審査の後認定される。

認定後は年 1 回以上の自然保護活動や登録証携帯などの義務があり、更新時には過去 5 年の活動歴を提出し、所属岳連の審査を経て更新申請される。

本章ではこれらの手続きと義務について、新規程に準拠して詳しく解説する。

## 1(4) 初期研修受講義務と更新時の過去 5 年間の活動報告書の提出

本章では、自然保護指導員制度の根幹となる「初期研修の受講義務」と「更新時の活動報告書提出」について整理している。

2025 年の制度改正により、全国で統一された研修体系が整備され、取得から更新までの流れが明確になった。

指導員として求められる学びと実践の基本的な考え方を確認し、登録維持に必要な条件を理解することが本章の目的である。

研修受講の柔軟化や活動要件の緩和など、今回の改正で改善されたポイントにも触れ、これらを踏まえて、指導員として継続的に成長し活動するための基盤を本章で示していく。

## 2(1) 「自然保護憲章」とは

本章では、日本の自然保護思想の原点ともいえる「自然保護憲章」を取り上げる。

高度成長期の自然破壊が深刻化する中で、全国の専門家や市民団体が力を結集し、自然と人間の関係を根本から問い直した歴史的な文書である。

憲章が示す理念は、現代の自然保護活動や指導員制度の精神的支柱となり、今もなお私たちの行動指針として生き続けている。

その制定の背景や発祥の地に込められた思いをたどることで、自然保護に携わる者としての原点を再確認することができる。

ここからは、憲章の内容とその成立の経緯を読み解き、今日の活動にどうつながるのかを見ていく。

## 2 山岳自然保護・保全活動とは

(2) JMSCA「定款」(3・4条)

(3) JMSCA「自然保護指導員規程」

(4) JMSCA「自然保護指導員取扱細則」

ここでは、自然保護委員会の設置根拠となっている JMSCA の定款「第2章 目的及び事業・事業目的」を、また自然保護指導員制度の実効性を高めるために 2025 年に改正された「新」自然保護規程および同細則を紹介している。

### 3(1) i 自然保護とはどういうことか

ここでは以下のようなことを述べています。

自然保護とは生物の多様性を守ること

- ・自然保護、保全とはどういうことか。なぜ自然保護、保全が必要なのか。

世界と日本の生物多様性は危機にある

- ・全世界的にも日本においても生物の多様性は危機的状況にある。

山岳の自然保護・保全

- ・オーバーユースや気候変動の影響によって全国各地の山岳の登山道の荒廃、植生喪失、生物多様性の損失が急速に進行している。これを保全していく活動は自然保護指導員の重要な役割である。

トレイルランニング、マウンテンバイク問題

- ・トレイルランニング大会に対する JMSCA と自然保護委員会の考え方、対処の仕方について。

### 3(1) ii 生物多様性と生態系

私たちが今の時代、山域とのかかわりをもって活動するとき、植生や地形の原状回復作業や観察会などを通しての自然保護保全活動への参加の機会が増えている。それにとともに指導員としての登山者に対する指導や啓発の場面にあうことも増えている。その時に特に自然に対する深い理解と知識が求められる。同時に「生物多様性と生態系」についても新しい情報と知識が求められることが多い。

本編の内容は、JMSCA 自然保護指導員として最低限知っておくべき内容を網羅している。「自然保護とはどういうことか？」と併せて少しずつ理解を深めていただきたい。

### 3(1) iii SDG s な活動とは

#### 1. SDG s の目標達成のための取り組み

自然保護指導員はリーダーとしてSDG s を理解し、目標 15 にむけ活動の実践に取り組む。

#### 2. SDG s について

SDG s の 17 目標のうち目標 15 は陸域生態系の保護、回復、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

JMSCA 自然保護指導員として、本編を参考にしてSDG s を理解し山岳地域の適正な利用推進のため、自然環境の保護や保全等について実践して行く。

### 3(1)iv ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にある。この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていく「ポジティブ」の状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨である。

### 3(1)v 登山道について

登山道、どう守る ー登山道整備を進めるために

登山道は地元自治体や山小屋、地元山岳会などがボランティア的に維持管理を担ってきた。コロナ禍で山小屋の休業やボランティアの高齢化により登山道整備が滞り、環境省調査で国立公園内の多くが管理者不在・計画未整備と判明した。登山道は自然発生的で誰がどう整備管理するのか、基準が曖昧である。一方、費用負担に対して入山料という形で登山者に求めることが増えつつある。登山道の修復に登山者の参加促進、職業的技術者育成などの対策が求められる。

登山道、どう使う

荒れる登山道 ー登山者の踏みつけによる植生破壊ー  
なぜ登山道はずれてはいけないのか

高山帯や湿原では登山道を外れる踏み跡が植物を枯らし裸地化→流水で表土が流出し溝や複線化を招き、湿原やお花畑が壊滅的に破壊される。樹林帯でも階段の両脇に迂回路ができ洗掘が進行する。土壌や高山植物の回復は極めて遅く、写真撮影やぬかるみ回避の一步が長年の損傷につながる。木道や階段、植生復元が進むが維持は不十分で、道を外さない配慮やストックの保護具装着などの実践が必要である。

### 3(1)vi 入山料について

登山における入山料の概要と目的

本章では以下の点について解説している。

国内の一部の山岳では、登山道の維持管理や希少種の保護、獣害防止柵の設置・修復、さらには富士山に見られるオーバーユース対策など、多様な目的で入山料が徴収されている。任意徴収であることや会計の透明性など課題は残るものの、山岳が安全に利用できるのは地権者や山小屋、地元有志の尽力によるところが大きく、その費用を入山者が一部負担することは受益者負担の観点からも妥当である。したがって、入山料を設定している山域では、その整備と管理への感謝を込め、山を愛する者の矜持として支払うべきである。

### 3(2) i 腕章などの携帯の奨励

腕章を他の人の目に見えるようにしましょう！

いつでも「登録証」を提示できるようにしましょう！

「手引き」は必要な時に見られるように活用しましょう！

私たち JMSCA 自然保護指導員は、JMSCA の規定する目的と範囲において、腕章をつけて活動するように決められている。その活動とは、主に指導と啓発である。

本編では、その根拠となる規定条項の紹介やその責務などについて具体的に述べている。本編をよく読んで、活動するときは先ずは腕章をつけましょう！

### 3(2) ii 指導・啓発上の注意点について

私たちは、腕章をよく目に見えるところに付けて山域でいろいろな活動（主に指導と啓発）をする。本編では諸活動における注意点を、基礎的事項から応用レベルまでいろいろな角度から指摘している。腕章をつけた時点で急に気持ちを切り替えるのではなく、普段からの心構えが必要だ。

本編では、この問題に対して、「指導・啓発とは何か？」という基礎的理解を基に具体的な事項についても述べている。現場でよく起る指導・啓発での具体例も紹介しているので、ともに委員どうしで議論しながら意識を深めていただきたい。各自の指導員としての自覚を基本として、指導員としてのさらなる向上を共に目指す一資料として読み進めていただきたい。

### 3(2) iii 既に自然保護に取り組む各都道府県の実情報告

#### —登山月報の報告事項—

本章では、JMSCA 自然保護委員会が SDGs とどのように結びつき、山岳環境の保全に貢献しているのかを、登山月報で繋いだ全国の自然保護委員会のリレー記事から整理している。

全国の委員会が積み重ねてきた登山道整備、清掃山行、植生保護などの活動は、SDGs の理念と深く連動し、社会全体の持続可能性にも寄与している。

一方で、会員減少や人材不足など、現場が直面する課題も顕在化しており、活動の継続には新たな連携や工夫が求められている。

こうした現状を踏まえ、各地の取り組みを「見える化」し共有し合うことで、未来の山岳環境を守る力につなげ、そしてここから自然保護指導員としての実践のヒントを探っていく。

### 3(2) iv 他団体との取り組み実績

JMSCA 自然保護委員会は 1979 年以降、山域のごみ処理、トイレ整備、入山規制など山岳環境の主要課題に継続的に取り組み、関係団体や行政と連携して啓発、技術導入、制度提言、現地対策を進めている。各テーマごとに山岳自然の集いなどでの議論、提言、現地活動、シンポジウムや研修の実施、広報啓発の展開が行われてきた。

### 3(2) v 自然公園指導員との関係について

日本山岳・スポーツクライミング協会の自然保護指導員と環境省の自然公園指導員との違いについて理解する。

環境省の自然公園指導員には定年制があり、定員も設けている。また活動範囲も国立公園・国定公園内に限られている。

自然保護に関心のある多くの方が自然公園指導員と同様に活動するため、自然保護指導員制度が作られた。

各指導員制度には違いがあるため、手引き本編で比較できるように記している。

### 3(2) iv 自然保護活動と行政・土地所有者との関係における注意点

本編では、自然保護活動を実践するうえで欠かせない「行政」と「土地所有者」との関係について整理している。

全国の委員会が抱える人材不足や資金難を背景に、行政との協働や支援の活用は、活動を継続し広げるための重要な鍵となっている。

同時に、すべての山には所有者がいるという基本に立ち返り、地権者の理解と協力を得ることが活動の前提条件となる。

法的手続き、地域との調整、信頼関係の構築など、現場で求められる具体的な視点を確認することが本編の目的であり、ここからは、行政・地権者との連携をどのように築き、持続可能な自然保護活動へつなげていくかを見ていく。

### 3(2) vii 登山のマナーとルール

指導員はまず良識ある登山者であるべきで、山の自然を次世代へ継承する責務を負う。利用者負担や自己責任を自覚し、持ち帰り・トイレ・水場保全・外来種対策などローインパクトな行動を実践する。

指導員は腕章を着用し穏やかに指導・案内・通報を行い、火災予防や安全指導、環境破壊の是正に努めるが強制力はなく、トラブルは回避し記録・通報で対応する。

### 3(3) i 山のゴミ・山のトイレ（山での排泄行為について）

#### 山のゴミ問題

山岳地帯でのゴミは減ったが完全ではなく、ポケットからの落下や放置されたペットボトル、吸殻などが残る。ゴミの放置は美観を損ない、生態系や水質に重大な悪影響を与えるため、持ち込んだものは必ず持ち帰ることが基本ルールである。そして、自然保護指導員や登山者は積極的に見つけたゴミは持ち帰る。

#### 山のトイレの問題

山の水とトイレ問題は個人の配慮だけでは解決できない課題であり、かつては汚水などの地下浸透や放流で沢水を汚染した事例があった。

1990年代後半からの運動と2000年からの環境省補助事業で、山小屋のトイレは大幅に改善されてきたが、維持管理はコストがかかり、登山者が費用を負担し、ルールを守ることが必要である。

トイレを設置できない所は、携帯トイレを利用して環境への影響が無いようにすることが求められる。

これらの問題点については本編で具体例で示している。

### 3(3) ii 山小屋を考える

本編では、日本の山小屋がどのように発展し、今日の登山文化と山岳環境を支えてきたのかを説明している。

山小屋は、山岳信仰の小屋から近代登山の拠点へと変遷し、登山者の安全確保、登山道整備、環境保全の中心的役割を担ってきた。一方で、国立公園内での厳しい規制や世襲制の歴史、そしてコロナ禍や物価高騰、人手不足など、山小屋を取り巻く環境は大きな転換点を迎えている。山小屋の経営難は、登山道やトイレなどの利用環境の維持にも直結し、登山者の安全や自然保護にも影響を及ぼしかねない。

こうした状況を踏まえ、登山者が山小屋とより良い関係を築き、適切な利用や支援を行うことが、山岳環境を未来へつなぐ鍵となる。また、避難小屋の正しい使い方やマナーも、山の安全と環境保全に欠かせない視点である。

ここでは、山小屋の歴史・役割・課題を整理し、指導員としてどのように関わり、登山者へ伝えていくべきかを考えていく。

### 3(3) iii 動物の連れ込み

#### 登山道・国立公園等へのペットを伴ったの行動について

本章では以下の点について詳細な解説をおこなっている。

国立公園では動物を放すことは禁止されているが、ペットの連れ込みは地域ごとの判断に委ねられており、統一的な基準はない。ペット同行には感染症の持ち込みや糞尿による野生動物への影響、飼い主やペット自身の行動不能といった問題が生じる可能性がある。

尾瀬や美ヶ原など一部地域では連れ込み禁止が明確であるが、他地域ではリード着用で可とされる場合もある。最終的には現地のルールに従う必要があり、今後は環境省による明確なガイドライン整備が求められている。

### 3(3)iv 山中でのキャンプ(特に火の使用と後始末)について

山中でのキャンプについて。最近指定場所でも火の扱いや後始末などの問題点やキャンプ指定地以外でのビバークの問題点などが指摘されている。

違法な焚き火や火器の不適切な使用が原因となる火事などの刑事上・民事上の責任は非常に大きいものとなる。本編ではこれらの根拠となる法規や火の後始末での確認点など具体的な事例を紹介しながら情報共有を目指している。啓発や指導の諸活動時の参考にしていただきたい。

### 3(3)v 危険な動物・植物・虫・菌類などの発見時の対応

山に入れば常に危険を意識して行動しなければならない。動物では、熊や蛇に襲われる危険性があり、植物や虫・菌類(キノコ)のように毒を持つ危険な物もある。

これら代表的なものについてどの程度危険か、また発見した時の行動についても理解して被害を最小限にする必要性を記している。

安全な登山を心がけるために、自然保護指導員として、登山者として知って欲しい。

そのためにも詳細は本編を参照下さい。

### 3(3)vi 野生動物に対する姿勢

本編では次の事項について述べています。

- ・野生動物に対し私たちはどのように考えどのように接するべきか、その基本的態度、姿勢について
- ・保護と適正な管理について
- ・野生動物に襲われたり襲われそうになった緊急事態における対処方法や、害虫に刺されたり噛まれた場合の処置について